人権・部落問題シリーズ No.368

7月は同和問題啓発強調月間です 小都市同和問題市民講演会

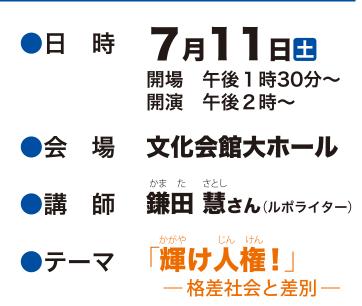


●要約筆記・手話通訳あり

7月6日(月)までに申込み

主催 小郡市・小郡市教育委員会

●託児(無料)あり



鎌田 慧さんプロフィール

青森県弘前市出身。新聞記者・雑誌編集者を経てフリー ライターとなる。自身の体験にもとづく『自動車絶望工 場』により、社会派ルポライターとして注目を集め、以 後、被差別者、底辺労働者など、「弱者」の視点から「強 者」を告発するルポルタージュを数多く手がけている。 1990年『反骨鈴木東民の生涯』で新田次郎文学賞受賞。 1991年『六ヶ所村の記録』で毎日出版文化賞受賞。現在、 「狭山事件再審を求める市民の会」事務局長などを務める。

「人には皆プライドがあり、一生懸命生きていきたいと考えている。 その人たちを自分より劣っていると考えて、 無視したり、馬鹿にしたり、攻撃したりするのは何故なのか?」 今の日本が抱える問題から人権について考える。

鎌田さんは、さまざまな問題に直面している当事者一人ひとりを取材することにより、その目線から社会問題に切りこんだルポルタージュをこれまで数多く手がけてきました。その内容は、労働問題・環境問題・冤罪・炭坑・原発・いじめ・戦争など、社会問題全般に及んでいます。こうした取材の中で鎌田さんは、人権侵害を受け続け、それが解消されないままでいる多くの人たちとも出会ってきました。

ルポライターとして鎌田さんが感じてきた「人権」に対する思いを、今の日本が抱えるさまざまな問 題を切り口に語っていただきます。

「部落差別はもうなくなったのではないか」という声も聞きますが、実際には、いまだに差別落書 き、土地調査差別や結婚差別などの部落差別が根深く残っています。この講演会が、「人権」を見つめ 直し、部落差別をなくしていく行動に向けて、一人ひとりが考え、取り組んでいくきっかけになれば と思います。

◆同和問題啓発強調月間とは

昭和40(1965)年に出された同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に施行された「同和対策特別措置法」により、同和問題の解決に向けた取組みが進められました。しかし、その後も差別事件などは後を絶ちませんでした。

このため、福岡県では昭和56(1981)年から毎年7月(「同和対策特別措置法が施行された月」)を同和問題啓 発強調月間と定め、差別をなくすための啓発活動を実施しています。

私たちは、誰もが幸せに暮らしたいと願っています。この願いは、誰も侵すことができない基本的人権とし て憲法で保障されています。

しかし、私たちの身の回りには、本人にはまったく責任のないことで、これらの権利が不当に制限されたり、 奪われたりしている現実があります。

なかでも同和問題は、今なお存在している重大な人権問題です。この問題は、私たち自身の力で必ず解決し なければなりません。

◆福岡県の同和問題啓発強調月間の取組み



♦啓発冊子「差別をなくすために」第38集

人権・同和教育課では、市民の人権意識向上を図るために、毎年、 啓発冊子「差別をなくすために」を作成して各家庭・学校・公民館な どに配布しています。

表紙の「わたしたちの言葉で世界をかえることができる」は、パキス タンの女性人権活動家マララ・ユスフザイさんによるスピーチの一節 です。マララさんは、基本的人権が十分に保障されていない少女の一 人として、平和で平等な社会に向けて教育の必要性を訴えかけました。

この冊子では、これ以外にも市内児童・生徒の詩や作文、識字学級 に通った女性の作文、法令の条文など、さまざまな「言葉」を取り上げ ています。「言葉」に込められた意味やメッセージを読み取ることで、 同和問題をはじめとする人権課題について考え、自分の行動につなげ ていくきっかけにしていただければと思います。

この啓発冊子の内容は、市ホームページ(ホーム▶観る・学ぶ・人権 ▶人権▶啓発冊子「差別をなくすために」)にも掲載していますので、ぜ ひご覧ください。 ●問合せ先 人権・同和教育課☎72-2111内線532